

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第三八号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、兼勤手当を廃止する。
- 二、子女教育手当の支給開始年齢を改める。
- 三、住居手当の支給額を改める。
- 四、館長代理手当の支給額及び支給要件を改める。
- 五、在ヴェトナム日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改める。
- 六、在チェンマイ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 七、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

八、研修員手当の支給額を改定する。

九、在バンコック及び在ラスパルマスの各日本国総領事館を廃止する。

十、この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、在チェンマイ日本国総領事館の新設に関する部分、在ラスパルマス日本国総領事館の廃止に関する部分等一部の規定は、政令で定める日から施行する。